

山梨県公報

第二千八百七十二号

平成三十年

八月二日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更(四件)……………四〇三
- 道路の供用開始(三件)……………四〇四
- 一の敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定……………四〇五
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四〇五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四〇五
- 平成三十年度製菓衛生師試験の実施……………四〇六
- 採石業務管理者試験の実施……………四〇七
- 特定計量器の定期検査の実施……………四〇七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………四〇九
- 公安委員会……………四一〇
- 技能検定員等審査の実施……………四一〇
- 落札者の決定について(二件)……………四一〇

告示

山梨県告示第二千二百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 敷島竜王線
- 三 道路の区域

山梨県知事 後 藤 斎

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
甲斐市亀沢字中下三八一	番一	七・六	一〇・八	一三・三	三四七・六
		一三・三	三〇・八		
甲斐市亀沢字善堤五〇七	番一	一三・三	一〇・八	一三・三	三四七・六
		一三・三	三〇・八		

山梨県告示第二千二百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五	番二〇五	七・三	八・一	一五・六	八三五・〇
		一五・六	三・七		
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五	番二〇五	一五・六	八・一	一五・六	八三五・〇
		一五・六	三・七		

山梨県告示第二千二百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線

三 道路の区域

区	間	
	新	旧
大月市猿橋町小沢字上田中三八八番四地先から大月市猿橋町小沢字下田中三六九番三地先まで	六・二 一・一	四・六 六・八
	一九・八	一九・八

山梨県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二日

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 朝日小沢猿橋線
三 道路の区域
- 山梨県知事 後 藤 齋

区	間	
	新	旧
大月市猿橋町小沢字下田中三三九番一地从大月市猿橋町小沢字下田中三〇二番地先まで	四・一 七・八	三・五 五・八
	九五・〇	九五・〇

山梨県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府昇仙峡線	甲府市千塚四丁目一九九七番一地从先から甲府市千塚四丁目三一五六番八地先まで		四二九・〇	平成三十年八月二日

山梨県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市大下条字御岳田九九二番一地从先から甲斐市大下条字金ノ尾六七五番九地先まで		一五九・七	平成三十年八月二日

山梨県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町河口字鯉ノ水六八〇番一地从先から南都留郡富士河口湖町河口字湖辺二八〇一番二一地从先まで		二六四・五	平成三十年八月二日

山梨県告示第二百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により、同法第八十六条第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が次の公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同法第八十六条の二第六項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年八月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 認定番号 山梨県指令建住第千八百八十九号
- 二 公告認定対象区域 甲斐市名取字中河原三百五十九番一
- 三 公告認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年七月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人むつみの会
 - 2 代表者の氏名 安富恵美子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市下谷二千五百十六番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して就労支援及び生活活動支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加を図り、障害者が就労も含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できるように、関係機関との連携を図りながら支援体制の確立と整備に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年七月二十六日から同年八月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年七月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ヤングプロフェッショナルコネクションジャパン
 - 2 代表者の氏名 藤原一正
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、専門性を持った人材の国際的なネットワークを構築することで、新たな国際的プロジェクトや社会貢献ビジネスを創出する活動を行い、もって社会を変革できるリーダーを輩出して地域社会や国際社会へ寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年七月二十六日から同年八月二十六日まで

● 平成三十年年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成三十年年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成三十年八月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験日時 平成三十年十一月二十日（火）午後一時十分から午後三時三十分まで
- 二 試験場所
 - (一) 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館
 - (二) 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館
- 三 試験科目
 - 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品衛生学
 - 4 食品衛生学
 - 5 栄養学
 - 6 製菓理論及び実技

- 四 受験資格 次のいずれかに該当する者
- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。）において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの
 - 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
 - 3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えに至つたもの
 - 五 受験願書の提出方法 住所地を所管する保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。
 - 六 受験願書の受付期間 平成三十年十月一日（月）から同月五日（金）までの日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
 - 七 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類
 - 4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型（縦九センチメートルかつ横五・五センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚
 - 5 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類
 - 八 受験手数料 九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

九 合格者の発表 平成三十年十二月五日（水）午前十時に山梨県庁防災新館東側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生業務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二三三―一四八九
山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―二三七―一三八二
山梨県中北保健福祉事務所峡北支所（中北保健所峡北支所）衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所（峡東保健所）衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所）衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五六―二二一―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四一―九〇三三

● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成三十年八月二日

- 一 試験日時 平成三十年十月十二日（金）午前十時から正午まで
山梨県知事 後 藤 齋
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四〇一会議室

三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 採石業務管理者試験受験票（控）及び採石業務管理者試験受験票（採石業務管理者試験受験票（控）には写真（受験願書提出前六月以内に撮影した縦四センチメートルかつ横三センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚をのり付けすること。）

2 受験手数料 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

六 受験願書受付期間 平成三十年九月二十一日（金）から同年十月五日（金）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同月五日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部森林整備課
 八 合格者の発表 平成三十年十一月一日（木）に山梨県防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

1 試験当日持参する物

(一) 採石業務管理者試験受験票

(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四五）に問い合わせること。

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成三十年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年八月二日

山梨県知事 後藤 齋

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五号）第一号又は第二号に掲げるものを除く。、分銅及びおもり	平成三十年九月十日	午前十時から午後三時まで	北杜市役所 高根総合支所	北杜市	一般社団法人 山梨県計量協会
	平成三十年九月十一日	同	北杜市役所 長坂総合支所	同	同
	平成三十年九月十四日	午前十時から正午まで	北杜市大泉総合会館	同	同
	平成三十年九月十八日	午前十時から午後三時まで	白州町農村婦人の家	同	同
	平成三十年九月二十一日	午前十時から午後二時まで	北杜市役所 小淵沢総合支所	同	同
	平成三十年九月二十五日	同	北杜市役所 武川総合支所	同	同
	平成三十年九月二十七日	午前十時から正午まで	北杜市役所 明野総合支所	同	同
	平成三十年九月二十八日	午前十時から午後三時まで	須玉ふれあい館	同	同

同	平成三十年十月二日	午前十時から正午まで	甲斐市役所 双葉支所	甲斐市のうち旧双葉町	同
同	平成三十年十月四日	午前十時半から午後二時まで	秋山老人福祉センター	上野原のうち旧秋山村	同
同	平成三十年十月五日	午前十時半から正午まで	道志村中央公民館	道志村	同
同	平成三十年十月九日	午前十時半から午後二時まで	山中湖村役場	山中湖村	同
同	平成三十年十月十一日	同	ふれあいサロン三ツ峠	西桂町	同
同	平成三十年十月十二日	午前十時から午後三時まで	忍草コミュニティセンター	忍野村	同
同	平成三十年十月十五日	同	同	同	同
同	平成三十年十月十六日	午前十時半から午後三時まで	山道ホール	鳴沢村	同
同	平成三十年十月十八日	午前十時半から正午まで	富士河口湖町役場足和田出張所	富士河口湖町	同
同	同	同	同	同	同

同	平成三十年十月二十九日	午前十時から午後三時まで	市川三郷町役場本庁舎	同	同
同	平成三十年十月三十日	同	同	同	同
同	平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日まで（山梨県の休日を含め）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商	今期検査を実施する区域全般	同
同	平成三十年十月二十五日	午前十時から午前十一時半まで	市川三郷町総合福祉センター	市川三郷町	同
同	平成三十年十月二十三日	同	同	同	同
同	平成三十年十月二十二日	午前十時半から午後三時まで	富士河口湖町中央公民館	同	同
同	平成三十年十月十九日	同	富士河口湖町役場上九一色出張所	同	同
同	同	午後三時から	町役場勝山出張所	同	同

産業省令第 七十号)第 三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合に限る。	同	山梨県計量 検定所(平 成三十年十 月三十一日 までに検査 を受けな かった場合 に限る。)	同	同
る条例(平成 元年山梨県条 例第六号)に 定める県の休 日を除く。)	同	特定計量器 の所在の場 所(特定計 量器検定検 査規則第三 十九条第一 項各号のい ずれかに該 当する場合 に限る。)	同	山梨県計量検 定所
皮革面積計 平成三十年十 月一日から 平成三十一年 三月三十一日 まで(山梨県 の休日を含め る条例に定め る県の休日を 除く。)	同	午前九時から 午後四時まで	同	同

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成三十年八月二日

公共施設の種類 位置及び区域	山梨県知事 後 藤 齋 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 甲州市塩山上萩原字岩波七十四の三、七 十八の一部、七十九の四、八十の二から八十の三まで、八十一の一及び八十二の 二の一部の区域 二 公共施設の種類の、位置及び区域
道路 次の図のとおり	同

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所
 に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲州市塩山上萩原七十九番地 宗教法人 岩
 唱寺 代表役員 関口石昌

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成三十年八月二日

山梨県知事 後 藤 齋
 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町河口字水口二千
 百八十六番一、二千八百八十七番、二千八百八十八番一、二千八百八十九番、二千
 八百九十番、二千九百九十一番一、二千九百九十二番一、二千九百九十三番一、二千
 九百九十四番一、二千九百九十六番一、二千九百九十七番一、二千九百九十八番一、二
 千九百九十九番一、二千二百三番一、二千二百三番二、二千二百三番九、二千二百一
 番一、二千二百十一番五及び二千二百十三番一並びに字建石二千三百八十五番並びに道
 の一部の区域
 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の 位置及び区域	同
道路 次の図のとおり	同

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士

- 河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都中央区日本橋大伝馬町七番三号
ヒューリック株式会社 代表取締役社長 吉留学

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に關して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に關する技能及び知識の教習に關する技能及び知識に關して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成三十年八月二日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 平成三十年九月四日（火）から同月七日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
三 受付期間及び場所

1 期間 平成三十年八月二十日（月）から同月二十七日（月）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に關する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に關する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

(二) 普通自動車免許 一万九千五百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円

(二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に關する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に關する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年八月二日

山梨県警察本部長 青 山 彩 子

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 カードキーシステム用機器等 一式

二 契約に關する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県警察本部生活安全部通信指令課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年六月二十八日
四 落札者

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社

(二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 二億八十一万四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年五月十七日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年八月二日

山梨県警察本部長 青 山 彩 子

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 人事業務等管理システム 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県警察本部警務部警務課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年七月十三日

四 落札者

(一) 名称 富士通リース株式会社

(二) 住所 東京都千代田区神田練堀町3番地

五 落札金額 一億五千五百七十七万三千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年五月三十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番